



Title	歴史表：プロイセン官庁統計の起源について
Author(s)	紫垣, 聡
Citation	パブリック・ヒストリー. 2026, 23, p. 43-62
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/104414
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文

ヒストリシェ・タベレ

歴史表

プロイセン官庁統計の起源について

紫垣 聡

はじめに

18 世紀のプロイセンで統計調査が広く行われていたことは、あまり知られていない。ここでいう統計とは、政府や行政官僚によって実施される官庁統計（amtliche Statistik）のことである。フリードリヒ 2 世（位 1740–1786 年）の治世、とりわけ 1760 年代以降におおきく発展し、人口・国土・経済に関する多様かつ大量の情報が収集、分析された。その制度的な端緒は、1720–1730 年頃にさかのぼるとみられる。当初はおもに農村や都市の状態を人口、住民の生業、税額などの数値として表形式にまとめたもので、それらは「歴史表（Historische Tabelle）」とよばれた。

歴史表は 18 世紀を通じて作成されつづけ、19 世紀の「統計表」を経て国勢調査のひな型となった。プロイセン官庁統計の起源であり、根幹をなすものといえるだろう。名称の由来は史料に言及がないため不明だが、グリムのドイツ語辞典には historisch や geschichtlich の用法に「主観を排した、事実に即した」といった意味で用いられる例がある。⁽¹⁾ 歴史表は、都市や農村の状態について言葉で記述するのではなく、誰にとっても共通の尺度である数値を用いて示したために、こうよばれたと考えられる。⁽²⁾

しかし伝統的な統計史において、このような官庁統計は注目されてこなかった。そこでは近代統計学の正統な起源として、政治算術や確率論などの学問的・知的活動が取り上げられた。⁽³⁾ それに対して 19 世紀以前の官庁統計は、専門知識を持たない役人たちによる杜撰な調査にとどまり、国家権力の独占的利用のために秘匿された、いまだ粗放で未熟な統計とみなされてきた。科学的統計の成立にいかに関与したかが重要であり、国家統治のためのデータ収集に対する関心は乏しかった。

(1) Deutsches Wörterbuch von Jacob Grimm und Wilhelm Grimm, 16 Bde., Leipzig 1854–1961. オンライン版 (<http://dwb.uni-trier.de/de/>) を利用した。

(2) ほかに Historischer Bericht、Historische Nachricht（どちらも「歴史報告」の意）といった表記もみられる。またこの表現は、理由はわからないが、農村や都市の概括的状況を調査した記録や報告にしか用いられていない。

(3) 古典的な文献として、V. ヨーン（足利末男訳）『統計学史』有斐閣、1956 年（原著 1884 年）。

これに対して近年の研究では、科学史と知の歴史の興隆を背景に、統計を、現実世界の諸事象を数値によって認識、解釈、表現する形式として、またコミュニケーションや議論の枠組みとして捉える見方が広がってきた⁽⁴⁾。統計に関する新しい知的枠組みの登場と浸透が、18–19 世紀における統治のプログラムや日常的な実践にどのような影響を与えたのかをめぐっても、成果が生まれてきている。なかでも L・ベアリッシュの研究は、統計学者ではなく国家官僚の手によって統計が始まる過程とその意義を論じており重要である⁽⁵⁾。

ベアリッシュは 18 世紀後半のリッペ、バイエルン、フランスを対象に、統計という手法がどのようにして政治と行政に定着していったのか、収集されたデータとその利用が現実把握のしかたをどのように変えたのかを明らかにした。彼によれば、七年戦争後のヨーロッパ諸国家が直面した課題と新しいポリティカル・エコノミーの普及を背景に、体系的な人口・経済統計が行われるようになり、そのデータにもとづく政策実践を討議する政治的空間が生まれたという。

プロイセンでも上述のように、1760 年代から官庁統計の作成と利用が広がった。ではそれ以前から実施されていた歴史表などの統計調査は、ベアリッシュが論じる統計的思考と実践の登場と、どのような関係にあったのだろうか。これに関連して、ベアリッシュによる統計概念の整理に注目したい⁽⁶⁾。彼は 18 世紀を統計なき時代とする理解を批判する一方、あらゆる種類のデータ収集を「統計」とよぶことも、問題を見えなくしてしまうとして避ける。重要なのは収集された大量の個別データから人口と経済の機能的な関係を導き出すというコンセプトであり、それは税額査定のための台帳作成といった業務の単なる延長からは生まれえないとする。

18 世紀前半のプロイセン官庁統計は、官房学的な国家ヴィジョンと結びついた新しい認識枠組みとしての統計の先駆的实践なのか、旧来の行政実務の一環としてのデータ収集でしかなかったのか、あるいは別の評価が可能なのか。ベアリッシュ自身はこの問題について、分析のための統計資料が十分に残っていないとしてプロイセンを比較研究の対象から外した。それは 1905 年に刊行された O・ベーレの研究書の記述に拠る。ベーレは 1720 年代から制度的な統計調査が行われていたと見るが、当時作成された記録はきわめて断片的にしか残っておらず、1730 年から 1746 年にかけての歴史表は大量に処分されてしまったと結論づけた⁽⁷⁾。ベアリッ

(4) イアン・ハッキング（石原英樹、重田園江訳）『偶然を飼いなすー統計学と第二次科学革命』木鐸社、1999 年（原著 1990 年）；セオドア・M・ポーター（藤垣裕子訳）『数値と客観性ー科学と社会における信頼の獲得』みすず書房、2013 年（原著 1995 年）；Tore Frängsmyr et al. (eds.), *The Quantifying Spirit in the 18th Century*, Berkeley/ Los Angeles/ Oxford: University of California Press, 1990; Andrea A. Rusnock, *Vital Accounts. Quantifying Health and Population in Eighteenth-Century England and France*, Cambridge: Cambridge University Press, 2002 など。

(5) Lars Behrisch, *Berechnung der Glückseligkeit. Statistik und Politik in Deutschland und Frankreich im späten Ancien Régime*, Ostfildern 2016. ほかにハプスブルク君主国については、Anton Tantner, *Ordnung der Häuser, Beschreibung der Seelen. Hausnummerierung und Seelenkonskription in der Habsburgermonarchie*, Innsbruck 2007; Borbála Zsuzsanna Török, *The Science of State Power in the Habsburg Monarchy, 1790–1880*, Oxford/ New York: Berghahn, 2024 がある。

(6) Behrisch, *Berechnung der Glückseligkeit*, S. 24–32.

(7) Otto Behre, *Geschichte der Statistik in Brandenburg-Preußen bis zur Gründung des Königlichen Statistischen Bureau*, Berlin 1905, S. 178.

ユはこうした史料状況をふまえて、18 世紀前半のプロイセンにおける統計の実践と利用を再構成することは困難だと考えたのだろう。

しかしながら、筆者がブランデンブルク州中央文書館 (Brandenburgisches Landeshauptarchiv) で調査したところ、1730 年代に作成されたクーアマルク州の都市と農村の歴史表を発見した。これは当時すでに官庁統計が実施されていたことを裏付けるだけでなく、先行研究で論じられていない問題を分析するための素材を提供する。ベーレの研究は刊行から 120 年を経た現在もなお 18 世紀プロイセン官庁統計の最重要文献であり、対象とする範囲、叙述の体系性、一次史料にもとづく実証性など多くの面で、先行する研究をはるかに凌いでいる。⁽⁸⁾とはいえ統計の制度的発展や当時の統計データの復元に主たる関心があり、国家による情報の収集と利用についての分析は乏しい。

今回見つかった初期の歴史表は関連する行政文書とともに保管されており、これらを分析することで、官庁統計の実践を 18 世紀前半のプロイセンにおける統治の具体的文脈に位置づけることが可能となる。統治に関する情報を数量データとして記録し、行政の諸階層で共有し、具体的政策の根拠として利用することの意味や政治的言説に対する影響を明らかにすることは、1760 年代以降にそれらの何がどうして変化し、また何が連続的に発展していったのかという長期のプロセスの解明にもつながる。その知見はベアリッシュが切り拓いた統計と統治の関係史に、新たな視点と議論をもたらすことが期待される。

本稿はかかる研究の予備的作業として、成立期の歴史表の形式や調査項目について詳しく検討し、また、歴史表の調査と記録がいつ頃から、どのように行われたのかを明らかにする。歴史表が 1720 年代に始まることは、ベーレなど先行研究でも想定されてきたが、王令の文言や 18 世紀末の出版物の記録に拠っていた。筆者はそれらに加え、実際に作成された歴史表とその数値にもとづき、プロイセン官庁統計の起源をたどる。さしあたり対象地域はクーアマルクに限定されることを、はじめに断っておきたい。⁽⁹⁾以下、第 1 章で 18 世紀プロイセンの官庁統計について概観したうえで、第 2 章ではポツダムとその周辺都市を対象とした 1730 年の歴史表を、第 3 章では 1733/34 年のクーアマルク諸管区の歴史表を取り上げる。第 4 章では歴史表の実態と背景をめぐる、調査の継続性や、都市・農村での調査の方法と問題といった点から考察する。これらを通じて歴史表という史料の特性を把握するとともに、18 世紀前半における歴史表の作成と利用を具体的な統治の実践に位置づけるための論点を整理することが本稿の目的である。

(8) Richard Boeckh, *Die geschichtliche Entwicklung der amtlichen Statistik des Preussischen Staates*, Berlin 1863; Hugo Klinckmüller, *Die amtliche Statistik Preußens im vorigen Jahrhundert*, Jena 1880.

(9) クーアマルク (Kurmark; クールマルクともよばれる) はプロイセン国家の中核であり、ブランデンブルク辺境伯領からオーダー川以東のノイマルクを除いた領域にあたる。ほかに東プロイセン、ポンメルン、マクデブルク、クレーフェなどの諸州 (Provinzen) があり、それぞれに諸身分の特権と慣習が残り、税制や行政区など統計制度に関わる諸条件も異なっている。

1 18 世紀プロイセン官庁統計の概観

ブランデンブルク＝プロイセンでは 17 世紀以来、国土と人口の調査が試みられていた。フリードリヒ・ヴィルヘルム大選帝侯（位 1640–1688 年）は 1650 年、三十年戦争による被害の状況を知るため、戦前の王領地の状況と財政収入を調べて一覧を作成しよう命じた⁽¹⁰⁾。しかしこの調査の記録は現存せず、どの程度まで実施されたかもわからない。人口統計についても同様で、都市・農村の住民数と名簿の提出が指示されたものの、調査の結果は不明である。この時期の数量的記録は散発的・局地的なものにとどまり、国家的な統計調査はまだ制度化されていなかった。

一方で人口動態に関する記録、すなわち教会簿から抽出された洗礼数（出生数）、婚姻数、死亡数を集計した一覧表は作成されていた。その最初の痕跡は、1683 年に大選帝侯が「去る年に何人が死亡し、何組が結婚し、何人の子どもが生まれたか、その一覧と目録を」印刷して提出するよう宗務局に命じたところに求められる。この時点ではベルリンとブランデンブルクの諸都市に限られるが、1688 年以降は全州における洗礼・婚姻・死亡数の記録が継続的に収集された⁽¹¹⁾。18 世紀半ば、プロイセンの神学者 J・P・ズュースミルヒが人口の変動の規則性を論じるさいにこれらの記録を利用していることから、その継続性は確認できる⁽¹²⁾。

世俗の行政官による制度的な統計調査、すなわち官庁統計は、フリードリヒ・ヴィルヘルム 1 世（位 1713–1740 年）の治世に始まる。1722 年、すべての州の農村を対象とする包括的な統計調査が命じられ、住民数、耕地、税負担が所定の様式に従って記録された⁽¹³⁾。以後、定期的に作成されたこの記録は「歴史表」とよばれた。都市の歴史表については 1730 年の布告に詳細な指示が現れるが⁽¹⁴⁾、本稿で論じるように、1720 年代からクーアマルク諸都市の人口や徴税額、経済、産業、建築、防災など多岐にわたる情報が数値として収集されていた。さらに王領地の役人には耕地の作付け、収穫量、家畜数などの一覧を提出することが命じられ⁽¹⁵⁾、国王の勅令により羊毛生産を記録する特別表が作成された⁽¹⁶⁾。

都市と農村の歴史表が別々に作成されたのは、両者が地方行政において分離していたためである⁽¹⁷⁾。農村地域（platten Land）の行政制度は州によって異なるのだが、クーアマルクでは農

(10) Behre, *Geschichte der Statistik*, S. 208f.

(11) *Ibid.*, S. 132ff.

(12) Johann Peter Süßmilch, *Die göttliche Ordnung in den Veränderungen des menschlichen Geschlechts, aus der Geburt, Tod, und Fortpflanzung desselben erwiesen*, Berlin 1741. 邦訳：ズュースミルヒ（高野岩三郎、森戸辰男訳）『神の秩序』栗田出版会、1969 年（初版 1949 年）。

(13) Behre, *Geschichte der Statistik*, S. 168–170. この史料は現在失われている。

(14) *Ibid.*, S. 173–177.

(15) *Ibid.*, S. 211–213.

(16) *Ibid.*, S. 256.

(17) プロイセンの地方行政については、*Acta Borussica, die Behördenorganisation und die allgemeine Staatsverwaltung Preußens in 18. Jahrhundert*, Bd. 6–1, Frankfurt am Main 1986/87 (Nachdruck), S. 239–275; F. ハルトウング（成瀬治、坂井栄八郎訳）『ドイツ国制史—15 世紀から現代まで』岩波書店、1980 年、160–165 頁。

村はクライス（Kreis）という郡管区に属し、郡長（Landrat）が各クライスの財政、徴税、軍事行政その他地方統治に関わる業務を監督した。都市はこれとは別に、都市監督官（Steuerrat）⁽¹⁸⁾の管轄下であり、彼らは担当する諸都市を巡回して徴税業務を管理し、また都市参事会による行政を指導した。この二元的体制は、社会構造の違いに加え、とりわけ税制の違いに由来する。農民に課される貢租＝コントリブツィオン（Kontribution）と都市で取引される食糧・酒類その他物品にかかるアクツィーゼ（Akzise/Accise）は、諸身分の同意を必要としない軍事税として 17 世紀後半に導入され、これらを徴収する役職として郡長と都市監督官は設置された。両者の関わる業務・分野は 18 世紀に漸次拡大し、政府当局による地方統治の担い手としての性格を強めていった。⁽¹⁹⁾

プロイセンで国家による統計が早期に成立した要因のひとつに、フリードリヒ・ヴィルヘルム 1 世が断行した行政機構改革が挙げられる。1712 年に軍事税と軍隊給養を全国的に統括する軍事総監察庁（Generalkriegskommissariat）が設置され、軍事にとどまらず都市・農村の行財政全般を監督した。1722 年の農村調査もこの組織を通じて実施された。1723 年には、王領地の運営・財政を担当する財務総監理府（Generalfinanzdirektorium）と統合され総監理府（Generaldirektorium）⁽²⁰⁾が成立する。これを頂点とする官僚機構を通じて国王の意思が伝えられ、各地の状況が数表とともに報告された。統計に専従する組織も人員も持たずに包括的、継続的な官庁統計の制度を作り上げた所以である。

こうした基盤を受け継いだフリードリヒ 2 世のもとで、官庁統計はさらに拡充した。1748 年から都市歴史表に付属して、前年の数値との増減を示す対照表およびその差異の説明が提出された。その印刷様式には、国外からの移住者のうちフランス人とワロン人、ボヘミア人とザルツブルク人、ユダヤ人の数も記載されている。⁽²¹⁾翌年には都市住民の職業・身分別一覧表の様式が作成された。これは 265 の職種または身分が 31 頁にわたって並ぶ冊子になっており、一覧の末尾には都市に不足している、あるいは誘致することのできる手工業者の数を記入した。⁽²²⁾農村の歴史表は 1750 年に印刷済みの様式が与えられ、以降は毎年作成、提出されるようになる。⁽²³⁾

七年戦争中は調査がしばしば中止されたが、戦後には国土と経済の回復のため、情報収集に

(18) Steuerrat、古くは Commissarius loci は、「税務官」「税務監督官」と訳される（Steuer は「税」を意味する）が、その職務領域が多岐にわたること、また 1766 年の制度改革でアクツィーゼ・関税徴収は新設の専門部局の管轄となったことをふまえ、本稿では「都市監督官」と表記する。

(19) プロイセンの税制については、久保清治『ドイツ財政史研究——八世紀プロイセン絶対王制の財政構造』有斐閣、1998 年を参照。郡長の活動や社会的背景については、阪口修平『プロイセン絶対王政の研究』中央大学出版部、1988 年に詳しい。

(20) Wolfgang Neugebauer (Hrsg.), *Handbuch der Preussischen Geschichte*, Bd. 1, Berlin 2009, S. 265–270; ハルトウング『ドイツ国制史』、153–167 頁。

(21) Brandenburgisches Landeshauptarchiv (BLHA), 19 Potsdam 58. ベルリンの住民数をまとめた表では 1743 年から外国人数の記載が見られる。Geheimes Staatsarchiv (GStA), II. HA, Abt. 14, Tit. 265, Nr. 2, fol. 3–4.

(22) BLHA, 19 Potsdam 190, 191–II etc.

(23) GStA, II. HA, Abt. 14, Tit. 265, Nr. 3, fol. 6off.

いっそうの努力が傾けられた。1764年に作成されたある目録には、クーアマルクの軍事御料地庁（Kriegs- und Domänenkammer）⁽²⁴⁾が総監理府に1年、半年、四半期、1か月ごとに送るべき報告書・表がそれぞれ列挙され、その数は計47種にも上る⁽²⁵⁾。収集されたさまざまなデータは、七年戦争後の各地の状況を客観的に伝えるものだった。戦後の人口表には1756年との対照が付され⁽²⁶⁾、また1769年には総監理府大臣フォン・デルシャウの指示でクーアマルクの都市の状況を戦前と比較する調査が行われた。そのさい従来の都市歴史表よりも詳細な情報とともに、⁽²⁷⁾現地の状況にもとづき都市の生業を増やすための具体的な提案が集められた。統計情報は国力の回復を可視化するだけでなく、それを図るための手段としても必要とされた。

1778年には都市と農村の歴史表が再び拡張され、家畜数と穀物の播種量の欄が加わる。都市の歴史表には駐屯する兵士とその家族の人数も数えられ、これ以降国内の総人口を把握することができるようになった。農村の住民欄にも若干の手工業者が追加され、農村の歴史表は10頁、都市の歴史表は8頁におよぶ冊子の形式で作成された⁽²⁸⁾。農業統計では1776-1777年の調査で、穀物の収穫量・消費量の予測が行われた⁽²⁹⁾。包括的な穀物統計、家畜統計の開始は、同時期に拡張された歴史表にも反映されている。工場・マニュファクチュア統計では1766年以降、繊維工業（羊毛、亜麻、綿、絹）において織機や職工の数、製造および国内外に販売された商品の額が、州ごとに一覧表に記載された⁽³⁰⁾。

歴史表にもとづく静態人口とともに、出生・死亡・婚姻数にもとづく人口動態統計にも重要な進展があった。1764年フリードリヒ大王が、つぎの4点について個別に表を作成するよう命じた。すなわち、A. 結婚する男女を年齢や婚姻歴で区分した表、B. 年齢別死亡数の表、C. 死因別死亡数の表、D. 婚姻・出生・死亡および陪餐者数の表である。これらが実際に作成されるのは、記録に残る限りでは1775年が最初で、そのさいE. 四半期ごとの死亡数の表も追加された⁽³¹⁾。こうした統計データが医療、公衆衛生や人口政策にどのように利用されたかについての研究は、まだ行われていない⁽³²⁾。

18世紀後半に統計調査は顕著に発展したが、過度の多様化と細分化は統計本来の目的と意

(24) 総監理府のもとで各州の行財政を担当する官庁。以下、便宜的に「(州)カンマー」とよぶ。

(25) GStA, II. HA, Abt. 14, Tit. 265, Nr. 9, fol. 14-23. Vgl. Klinckmüller, *amtliche Statistik*, S. 25f. 同時期から統計関連の資料も急増する。

(26) GStA, II. HA, Abt. 14, Tit. 265, Nr. 5, Nr. 16.

(27) GStA, II. HA, Abt. 14, Tit. 265, Nr. 18. ベーレは包括的かつ詳細な調査項目について、2頁あまりにわたって引用している。Behre, *Geschichte der Statistik*, S. 187-190.

(28) GStA, II. HA, Abt. 14, Tit. 265, Nr. 19, Nr. 26; Behre, *Geschichte der Statistik*, S. 193.

(29) GStA, II. HA, Abt. 14, Tit. 222, Nr. 3.

(30) GStA, II. HA, Abt. 25, Tit. 90, Nr. 27, Bd. 1; Behre, *Geschichte der Statistik*, S. 344f. Vgl. Yvonne Bathow, Quellen zum Textilgewerbe Preußens im 18. Jahrhundert, in: W. Fischer, A. Kunz (Hrsg.), *Grundlagen der Historischen Statistik von Deutschland. Quellen, Methoden, Forschungsziele*, Opladen 1991, S. 103-112.

(31) GStA, II. HA, Abt. 14, Tit. 265, Nr. 6, Bd. 1, fol. 67-72; Bd. 2, fol. 2-II.

(32) 人口政策や婚姻政策に関して出版物や公共圏における議論を扱った研究として、Martin Fuhrmann, *Volksvermehrung als Staatsaufgabe? Bevölkerungs- und Ehepolitik in der deutschen politischen und ökonomischen Theorie des 18. und 19. Jahrhunderts*, Paderborn 2002 がある。

義を損なっているのではないかという懸念から、世紀末に国王は統計業務の改善に着手した。その動きは 1805 年の統計局設立につながるが、直後にナポレオン率いるフランス軍の征服を受け、その活動は中断した。その後国制改革にともなう再建を経て、プロイセン官庁統計は次の段階に移る。⁽³³⁾

2 ポツダム都市監督官の歴史表

前章で述べたように、官庁統計の成立期から都市と農村の調査は別々に行われ、都市の歴史表を作成したのは都市監督官であった。クーアマルクの都市はベルリンなどの特別市を除き、6～7 人の都市監督官の管轄下に属した。各監督官は 9～14 程度の都市を担当したが、管轄が変更されることも少なくない。このうち、ポツダムに居住し、ベルリンの南部から南西部の諸都市を担当した都市監督官については、18 世紀前半の統計資料および関連する行政文書が比較的よく残っている。本章では、ポツダム都市監督官 Ch・W・ハイデンライヒ⁽³⁴⁾が作成した初期の歴史表を取り上げ、その形式や調査項目について詳しく紹介する。

筆者が確認したなかで最も古い歴史表は、1730 年の都市の状態について報告したものである⁽³⁵⁾【図 1】。記入する項目が印刷された様式で、都市監督官は各都市から提出された用紙の数値を転記、集計する⁽³⁶⁾。1730 年 5 月 15 日付の令達によると、このとき初めてこの印刷された様式が都市監督官に送付され、表は 3 部作成のうち 2 部を州カンマーに提出し、1 部を控えとして保管するよう指示された⁽³⁷⁾。現存しているのはこの控えの表だろう。表の左側にはハイデンライヒの担当する都市の名が記される。ポツダム、ベーリッツ、テルトウ、ミッテンヴァルデ、ケーペニツク、トレッビン、ツォッセン、トイピッツ、ブーフホルツの 9 都市である。表の上枠には調査される事項が並ぶ。以下、14 の主項目に分けて左から順に確認していく。

① 都市住民の数 (Zahl aller Einwohner)。ここは八つの細目に区分される。「主人」の下に男性と女性の欄があり、隣の「子」も男子と女子に分かれる。次いで「家人」には四つの欄、すなわち職人 (Gesellen)、従僕および下男 (Knechte und Diener)、徒弟 (Jungen)、女中 (Mägde) が並ぶ。これらの記入にはしばしば混乱が生じていたようで、上記 1730 年 5 月 15 日付令達はその冒頭で「歴史表の作成においてこれまで十分に注意が払われてこなかったため」と述べ、

(33) Klinckmüller, *amtliche Statistik*, S. 26–30; Behre, *Geschichte der Statistik*, S. 362–391. また、長屋政勝『近代ドイツ国家形成と社会統計—19 世紀ドイツ営業統計とエンゲル』京都大学学術出版会、2014 年の第 1 章も参照。

(34) Christian(Christoph) Wilhelm Heidenreich。1722 年にポツダム都市監督官に任命され、1724 年からはクーアマルク州カンマーの参議を兼任した。1742 年には中央政府である総監理府に移り、死没する 1759 年までその地位にあった。Bruno Globel, *Der Potsdamer Steuerrat. Studien zur brandenburgisch-preußischen Lokalverwaltung des ancien régime*, ungedruckte Dissertation, Berlin 1957, S. 65ff.; Rolf Straubel, *Biographisches Handbuch der preußischen Verwaltungs- und Justizbeamten 1740–1806/15*, Teil 1, München 2009, S. 393.

(35) BLHA, 19 Potsdam 44, fol. 58.

(36) 各都市の参事会が監督官に提出した、総合表の元になった記録も多く残っている。たとえば BLHA, 19 Potsdam 59/6 には 1736 年以降にポツダム市参事会が送った記録が収められている。

(37) BLHA, 19 Potsdam 58, fol. 5r.

[illegible]

図1 ハイデンライヒ管轄都市の1730年歴史表
(Brandenburgisches Landeshauparchiv, Rep. 19 Steuerrat Potsdam Nr. 44, fol. 58. 同館の許可を得て掲載)
サイズは大きく縦35cmあり、広げると横幅は1メートル近くになる。

諸項目の記入・計上にさいしての注意すべき点を指示している。⁽³⁸⁾「主人」にはいわゆる戸主だけでなくその妻や借家住まいの者、寡婦なども含むとされた。「子」には年齢を問わず未婚で親と同居し、また奉公にも出ていない者が数えられ、「家人」のいずれかに該当する者を重複して「子」の欄に記載しないようにと念を押している。このように混同しやすい箇所については分類を統一し注意事項を指示することで、できる限り正確な住民数を把握しようとしたのである。

② 毛織物工業の従事者 (Wollarbeiter)。この項目には都市住民のうち Tuchmacher、Zeugmacher、靴下工、帽子工がそれぞれ親方と職人に分けて数えられる。Tuchmacher は毛織物の製造に携わる手工業者を指す一方、Zeugmacher は亜麻など羊毛以外の織物や混合織、あるいは毛織物でも工程において縮絨などを施さない簡素な作りの布地を製造する手工業者だろう。工業生産で立ち遅れていたブランデンブルク＝プロイセンでは、18 世紀に政府・行政による産業振興政策が積極的に進められたことから、都市の多様な職種のなかでも毛織物業者の数にとりわけ関心が高かったのは疑いない。⁽³⁹⁾

③ 都市で徴収される諸税の収入。アクツィーゼ、その他消費税 (Ziese)、宿営税 (Servis)、実際の宿営負担 (Würckliche Einquartierung nach der Ordonnantz) の四つの細目で構成される。アクツィーゼの対象品目や税率、徴収方式は時期によっても地域によっても多様であったが、1766 年の税制改革以前のクーアマルクではアクツィーゼの主要品目は原料課税で、製パンやビール・火酒醸造のための穀物や屠殺された家畜などに課税されていた。⁽⁴⁰⁾ Ziese はこれと別に、都市を出入りするさまざまな商品の取引にかかる消費税だったと考えられる。後の二つは軍隊の宿営に関するものである。18 世紀には営舎などの軍施設が整備されておらず、プロイセン軍の兵士たちは都市に分散して宿営していた。彼らへの宿泊場所や食事、生活用品の提供は都市と市民の義務であり、その奉仕は金銭での納付と現物の提供に大別される。宿営税には宿営の費用として都市が支払った金額を、実際の宿営負担には宿営のために市民が提供した物品を規定にもとづいて換算した金額を記入する。⁽⁴¹⁾ アクツィーゼのような間接税と宿営の提供はともに、都市が国家に負うべき公的負担とされた。

④ 都市の会計 (Cämmereyen)。まず当該年の収入 (前年からの繰越金を含む) と支出、残高 (Bestand) の細目があり、残高には現金として残った金額のみを記入することとされた。したがって収入と支出の差額が残高の数値とは一致しない。より詳細な都市会計については別表 (Cämmerey Extracten) に記載される。⁽⁴²⁾ これらの後に都市の債権 (Nomina activa) と債務 (Nomina passiva) の額を記入する欄が続く。

⑤ 市内および近郊にある建物。都市に属する家屋の数を瓦屋根か藁葺き屋根かに分けて数

(38) BLHA, 19 Potsdam 58, fol. 5-7.

(39) *Handbuch der Preußischen Geschichte*, Bd. 1, S. 285-289.

(40) 久保『ドイツ財政史研究』、231-238 頁。

(41) BLHA, 19 Potsdam 58, fol. 7r. 軍隊の宿営については阪口『プロイセン絶対王政』、第 8-9 章、特に 271-274 頁。

(42) BLHA, 19 Potsdam 58, fol. 7r.

え、納屋（Scheunen）、空き地（Wüste Stellen）の数も記された。家屋を屋根の種類で分けているのは、火災による被害を減らすために瓦屋根への改修を奨励していたことと関係しているだろう。またこれらの情報は軍隊の宿営の準備にも利用されていたかもしれない。

⑥ 新たに建築された家屋と改築された家屋。

⑦ 建築助成に支払われた額（An Bau-Freyheit bezahlt）。都市の定住人口増加を促すため、また人口の流出を防ぐため、家屋の新築および火災などで損傷した家屋の改築に費用の一部を国家が支給した。植民政策の一環として、すでにフリードリヒ・ヴィルヘルム大選帝侯の時代から行われていた⁽⁴³⁾。また藁葺き、葦葺き、こけら葺きの屋根を瓦屋根に改修した者にも補助金⁽⁴⁴⁾が支給された。

⑧ 都市に属する農村、農場（Vorwercke）、酒場（Schank-Krüge）の数。

⑨ 酒造用に消費された穀物。ここには二つの細目があり、ビール醸造用の麦芽と火酒（Brandwein、蒸留酒）の原料となる粗麦（Brandwein-Schrot）に分かれている。これらのデータは、穀物アクツィーゼを徴収したさいの記録をもとにしていたと考えられる。

⑩ 酒場で販売されたビールと火酒の量。ペーレが引用している歴史表作成の指示書きでは、農村に出荷された量とある⁽⁴⁵⁾。したがって⑧の酒場も農村で営業していたものと考えられる。農村では手工業とともに酒造も原則禁じられていた。

⑪ 製品として加工された羊毛の量。これはいわゆる羊毛表から抜粋した数値だろう。

⑫ ビール醸造および火酒蒸留のための設備（Brau-Stellen、Brandwein-Blasen）。記載されている数字から醸造所、蒸留所の数とは考えにくい。1730年の表ではたとえば人口952人のミッテンヴァルデでBrau-Stellenが71、Brandwein-Blasenが66であることから、いずれも酒造用の機器の数とみるべきだろう。

⑬ 公設・私設の井戸（Brunnen）。

⑭ 公設・私設の消防設備（Feuer-Rüstungen）。ここには6の細目が設けられている。金属製および木製の噴水器（Sprützen）、続いて梯子、バケツ、手鉤、水桶の数がそれぞれ記入される。⑤～⑦の項目と関連して、火災への備えが重視されたことを示している。

このように、歴史表の調査対象は非常に広い範囲にわたっていた。これらの項目について毎年もれなく調査し正確に集計するのは、たしかに骨の折れる作業であっただろう。そのため、もしここに挙げたような当時の記録が残っていなければ、実際の調査が少なくとも不完全にしか行われなかったと考えても不思議ではない。しかし実際には1730年以降も継続してポツダム都市監督官の歴史表は作成されていた。さしあたり1749年までの20年分を見ると、印刷⁽⁴⁶⁾

(43) 1683年の勅令によれば、建築費の15%が支給された。Corpus Constitutionum Marchicarum (CCM), Theil 5, Abt. 1, S. 375–378. また1721年、1731年の特許状から、この制度が続いていたことが確認できる。CCM, Theil 5, Abt. 1, S. 411–414, 429–432.

(44) CCM, Theil 5, Abt. 1, S. 259–262. 屋根の改修には費用の8%が現金で支給された。

(45) Behre, *Geschichte der Statistik*, S. 177.

(46) BLHA, 19 Potsdam 44, 46, 47, 47–2, 47–3, 47–4, 58.

された様式の項目は住民総計 (Summa generalis) の有無を除き変わっていない。一方で管轄の都市には若干の変動がある。1731 年にはツォッセン、トイピッツ、ブーフホルツの 3 都市に代わりトロイエンブリーツェン、ヴェルダー、ザールムントが加わった。その後 1739 年にツォッセンとトイピッツが戻り、1742 年にブランデンブルク市を加えて以降、12 都市を担当した。

3 1733/34 年のクーアマルク歴史表

18 世紀前半に歴史表が作られていたのは、ポツダム都市監督官の管轄都市だけではない。本章では、1733 年のクーアマルク全都市の歴史表と 1723 年、1727 年、1733–1735 年の都市総合表 (General Tabelle)、さらに 1734 年の農村部 (クライス) に関する歴史表を取り上げる⁽⁴⁷⁾。以下、都市と農村に分けて見ていくが、前もってクーアマルクのクライス区分を確認しよう。全体は四つの領域 (大クライス) すなわち、首都ベルリンのあるミッテルマルク、その西側のアルトマルク、北西のプリーグニッツ、北側のウッカーマルクに分けられる。ミッテルマルクには郡管区 (小クライス) が設けられ、1733 年当時にはハーフェルラント、ルッピン、上バルニム、下バルニム、レープス、テルトウ、ツァウヒェの 7 クライスがあった。これに加え、形式上ミッテルマルクには含まれないがベースコウ＝シュトルコウが特別のクライスを成した⁽⁴⁸⁾。

(1) 都市の歴史表

1733 年の都市の状態に関する調査は、6 名の都市監督官の管轄 (Inspektion) および 3 特別市 (ベルリン、シャルロッテンブルク、フランクフルト・アン・デア・オーダー) に分けて実施され、その結果はそれぞれの歴史表にまとめられた。表の形式や筆跡から、これらは各都市監督官が提出した記録をもとに、クーアマルク政庁で転記されまとめられたものと見られる。調査される項目は前章で見た歴史表と同様であるため、ここでは都市の管轄区分について確認したうえで、全都市を集計した総合表について検討する。

まず枢密参議 (Geheimer Rat) 兼都市監督官⁽⁴⁹⁾のハルトマンが担当したのは、主にアルトマルクに属する 16 都市である。アルトマルクの都市監督官は通常、当地の中心都市であるシュテンダールに居住し業務を行っていた。しかし担当する都市が多いうえにそのうち 5 都市が少し

(47) BLHA, 2 Kurmärkische Kammer S 8590, fol. 452–620. これらは一括して別の史料群とともに収められており、表以外の関連文書は見当たらない。

(48) クライスの位置関係については、阪口『プロイセン絶対王政』、42 頁の図を参照。1770 年にはグリーエン＝レーヴェンベルクが単独の郡としてハーフェルラントから分離し、1772 年にはマクデブルクに属していたルッケンヴァルデ郡がクーアマルクの管轄となった (これと交換でツァウヒェ郡のうちツィーザーがマクデブルクに所属)。なお、ウッカーマルクにはシュトルベ郡とよばれる地域があるが、行政区としてはウッカーマルクと一体化している。Acta Borussia, Bd. 6–1, S. 356.

(49) この史料ではハルトマンの肩書は枢密参議のみだが、都市監督官を兼任していたと考えてよい。Vgl. Wolfgang Radtke, *Gewerbe und Handel in der Kurmark Brandenburg 1740 bis 1806. Zur Interdependenz von kameralistischer Staatswirtschaft und Privatwirtschaft*, Berlin 2003, S. 183.

離れたミッテルマルク西部に位置したため、年に2回の巡察を困難にしていただろう。なかでも都市ブランデンブルクはアルトマルクのどの都市よりも規模が大きく、アルトマルクの都市統治との間でバランスを欠くことになったかもしれない。こうした問題から、後述するように都市の管轄は変更されることになる。

次にウッカーマルクと上バルニムに所在する17都市が、監督官ヴィッティヒの管轄であった。数としては最も多く、やはり後に調整された。第3の都市監督官カッチュが担当したのは、ベルリンの南東方面にある11都市である。続いては前章で見たハイデンライヒ管轄都市の歴史表である。都市の数は1730年と変わらず9だが、うち3都市が入れ替わっている⁽⁵⁰⁾。第5にプリーグニッツの諸都市はクラマーが担当し、ここには13都市が含まれる。最後にミッテルマルク北西部の広範な領域に位置する15都市が、監督官リュトケンの管轄に属する。三つの特別市のうち首都ベルリンは都市監督官ではなく、州カンマーの直轄下に置かれた。シャルロッテンブルクはシェンメル、フランクフルトはゼニンクという都市監督官がそれぞれ担当した。

このような都市の管轄はしばしば変更された。上記の1733年当時の区分も一時的なものであり、1745年頃までに7人の都市監督官の管轄へと再編されている⁽⁵¹⁾。その区分はおおよそ次のようになる：アルトマルク、プリーグニッツ、ウッカーマルク、ミッテルマルク北西部（ハーフェルラント郡、ルッピン郡）、同北東部（上・下バルニム郡）、同南西部（テルトウ郡、ツァウヒェ郡）、同南東部⁽⁵²⁾（レーブス郡、ベースコウ＝シュトルコウ郡）。この後も所属の移動はあるものの、上記七つの管轄とベルリン、シャルロッテンブルクからなるクーアマルク都市の編成が基本的には維持された。

1733年の都市歴史表とともに、クーアマルク全都市に関する1723年および1727年の総合表と、1733-1735年の総合表も残されている⁽⁵³⁾。総合表には都市監督官の管轄ごとに各項目の合計と、クーアマルク都市全体での合計値が記される。1723/27年の総合表は、1枚の紙の上部と下部に各年の表が記載されている。都市の管轄区分は1733年のものとは異なり、7のインスペクツィオンとベルリン、シャルロッテンブルク、フランクフルト・アン・デア・オーダー

(50) ツォッセン、トイピッツ、ブーフホルツがカッチュの管轄となり、代わりにトロイエンプリーツェン、ヴェルダー、ザールムントが加わっている。BLHA, 2 Kurmärkische Kammer S 8590, fol. 461.

(51) BLHA, 2 Kurmärkische Kammer S 8592, fol. 3-4. ここでクーアマルク全都市の管轄と担当の都市監督官の名前が確認できる。各監督官の在任時期から、この編成が1743-46年までに成立していたことがわかる。Vgl. Straubel, *Biographisches Handbuch*, passim.

(52) 1733年に特別市だったフランクフルト・アン・デア・オーダーはここに編入された。なおこのとき、マクデブルク市の近くにあるライツコウ Leitzkow は単独で別の都市監督官の下に置かれたが、後にアルトマルク都市監督官ないしポツダム都市監督官の管轄に属した。

(53) BLHA, 2 Kurmärkische Kammer S 8590, fol. 475-483. 前者の表題は Historische Tabelle であるが、ここでは「総合表」と呼ぶ。

に分かれる⁽⁵⁴⁾。また 1723 年（上部）の表にはノイマルク州都市全体の合計値も記入されている。調査項目には 1730 年以降の表に対してひとつだけ大きな違いがあり、都市住民のうち「主人」の欄が男女別になっていない。

この総合表は筆跡が 1734 年の農村の歴史表のそれと近い⁽⁵⁵⁾ため、1735 年頃に作成されたと考えられるが、どのような記録をもとにしたのかは不明である。次章で論じるように、1723 年の時点で後の歴史表にあたるものがすでに作成されていた可能性は高く、かなり早い時期からクーアマルクで都市の状況に関する統計調査が始まっていたと見てよいだろう。

（2）農村の歴史表

ここで取り上げるのは、1734 年のクーアマルクの農村の状況について、クライスごとに実施された調査の結果をまとめた歴史表である⁽⁵⁶⁾。アルトマルクは比較的規模が大きい⁽⁵⁵⁾ため、6 地区に分けて集計している。ハーフェルラント、ツァウヒェ、ベースコウ＝シュトルコウの 3 郡の歴史表は欠けているが、後述するように調査は行われ表も作成されたと考えられる。またルッピン郡のみ 1735 年と記されている。誤って表を作成、提出した年を書いたのか、1734 年については調査できず翌年のものを作成したのか理由はわからないが、ここでは一括して扱う。表には、各農村の住民数が生業や属性ごとに数えられ、他に徴募された兵士、耕地面積、貢租の額などが記録されている。以下、諸項目について見ていこう。

「臣民の数（Zahl derer Unterthanen）」の下に 22 から 25 の生業および属性を示す欄が並ぶ。列举すると、農民（Bauern）、小作農（Coßäthen）、家住み農（Häuslinge/Einlieger）、漁師（Fischer）、粉ひき（Müller）、鍛冶屋（Schmiede）、亜麻織工（Leinweber）、仕立屋（Schneider）、車輪工（Rademacher）、靴工（Schuster）、樽工（Böttcher）、指物師（Tischler）、大工（Zimmerleuthe）、羊飼（Schäfer）、牧夫（Hirthen）、女性（Frauen）、農場を営む寡婦（Wittwen so Höfen vorstehen）、成長した男子（große Söhne）、成長した女子（große Töchter）、10 歳未満の男児（Söhne unter 10 Jahren）、10 歳未満の女児（Töchter unter 10 Jahren）、従僕（Knechte）、下男または徒弟（Jungen）、女中（Mägde）、合計（Summa）。アルトマルクの表にはこれら全ての欄があるが、他のクライスには寡婦と下男の数がない。またプリーグニッツを除いて指物師の欄もない。一方でレープス郡の表には、他にはない Bädener（家を持つが土地は持たない貧農）と煉瓦職人（Ziegelstreicher）の欄がある。このような相違は各地域の実態を反映するものというより、分類基準の欠如と混乱を物語る。Coßäthen と Bädener の境は明確ではなく、親元で下働きをする少年は Junge なのか Sohn とするのかは調査者の判断に左右された。

(54) (1) アルトマルク、(2) プリーグニッツ、(3) ハーフェルラント郡およびルッピン郡、(4) テルトウ郡およびポツダム市とベールリッツ市、(5) 上バルニム郡、レープス郡、ベースコウ＝シュトルコウ郡、(6) 下バルニム郡およびウッカーマルク、(7) ツァウヒェ郡。1723 年の表ではベルリンとシャルロッテンブルクは分かれていない。BLHA, 2 Kurmärkische Kammer S 8590, fol. 475–476.

(55) BLHA, 2 Kurmärkische Kammer S 8590, fol. 484–620.

(56) 「地区（District）」の他に「クライス（Creys）」の表記もあるが、正規のクライスではなく便宜上の呼称だろう。

上記の農村住民の職種は、1722年に農村の統計調査が諸州に命じられたさいに添付された様式とおおむね合致する。⁽⁵⁷⁾ 今回の調査はこのときの様式にもとづいて実施されたと考えられる。しかしウッカーマルクと上バルニムの歴史表は、より多種の手工業者の数を伝えている。ウッカーマルク表には6か所の都市とフレッケン（Flecken）⁽⁵⁸⁾が含まれており、そこにはパン屋（Bäcker）、皮革工（Sattler）、石工（Maurer）など上記に加え13の職種が見られる。上バルニムの担当者は規定にない6職種の住民とその家族について、別の表を作成して提出した。⁽⁵⁹⁾ こうした例は他のクライスにも当然あったはずだが、記録にないということは数えられなかったか、別の職種に算入したのだろう。またウッカーマルクの表には都市監督官の管轄に属する都市ブリュッソウとグライフェンベルクが含まれており、多くの住民を二重に計上していたと思われる。初期の官庁統計には、特に農村の調査において、明らかに多くの課題があった。

人口の次に、住民のなかの兵士（Soldaten）の項目がある。これは三つの欄に分かれ、軍務に就いている臣民、軍務に就いている臣民子弟、徴兵簿に登録されている男子・従僕の数に記載される。⁽⁶⁰⁾ 一例としてウッカーマルクでは軍務に就く臣民が53人、臣民の子弟が308人、登録者が7982人となっている。⁽⁶¹⁾ 屋敷圃（Hof）を持つ農民は原則軍役を免除されたので、徴集兵の多くは貧農や若者であった。徴兵簿には未成年者も含め兵員候補者が広く登録されたため、その人数はかなり多い。⁽⁶²⁾ 地域によってばらつきはあるものの、1734年のウッカーマルクでは登録者数は人口36,253人のうち2割を超え、登録者を10歳以上の男性に限定すればその約三分の二に達した。

続いてフーフエ数（Hufenzahl）が記載される。アルトマルクのみこの項目がなく、代わりに農作物の播種量（Aussaat）の欄を設けている。⁽⁶³⁾ 他に播種量を記録しているのはプリーグニッツのみである。最後の項目は農村の税負担で、おもにコントリブツィオンと騎兵糧秣税（Cavalleriegelder）⁽⁶⁴⁾からなる。アルトマルクの表にはこれに家畜税（Viehsteuer）⁽⁶⁵⁾が加わる。またレープス郡にのみHufen und Giebel SchoßおよびMetzkornの欄がある。どちらも古くからの税種で、前者は屋敷圃に対する租税、後者に関しては不明だが現物貢租の一種と思われる。

農地と税額の項目におけるこのような差異は、クーアマルクの農村税制がクライスによって

(57) Behre, *Geschichte der Statistik*, S. 168f. この命令により行われた調査の結果が1723年に提出されたとベーレは伝えるが、表自体は残っていない。この様式で作成された歴史表の存在が確認されるのは、ここで取り上げる1734年が最初である。

(58) 都市と農村の中間にあたる集落。市場が置かれたり、農村では禁じられる手工業が認められる点で都市に近いが、行政制度上は農村として扱われる。

(59) BLHA, 2 Kurmärkische Kammer S 8590, fol. 516（ウッカーマルク）、554–555（上バルニム）。

(60) 実際の表記は“Angesessene Unterthanen, so wirklich in Dienst und Löhnung stehen”; “Unterthanen Söhne, so wirklich als Soldaten dienen”; “Enrollirte Söhne und Knecht, so noch nicht Dienste thun, sondern nur eingeschrieben sind”である。

(61) BLHA, 2 Kurmärkische Kammer S 8590, fol. 532.

(62) 18世紀プロイセンの兵制（カントン制）については、阪口『プロイセン絶対王政』、第6章以下を参照。

(63) Arendsee地区のみフーフエ数も記入している。BLHA, 2 Kurmärkische Kammer S 8590, fol. 601.

(64) プリーグニッツの表にも家畜税の欄はあるが、数値は一切記入されていない。

(65) Metzkornの欄に体積の単位があるため、穀物を現物で納めていたようだ。1778年の歴史表にはMetzkorgeldとあり、このときまでに金納化されたようだ。GStA, II. HA, Abt. 14, Tit. 265, Nr. 19.

異なっていたという事情に由来する。農村税の大部分を占めるコントリブツィオンの課税方法さえも同一ではなかった。17世紀にはもっぱらフーフェ数に課税されていたが、当時フーフェとは一定の面積を表す単位ではなく、農民が保有する農場や家政の規模を表すものであり、1フーフェ当たりの規模や生産量は村や地域により異なった。そうした不都合を是正するため、いくつかのクライスでは農地の肥沃度に応じた等級区分と播種量から算定される収穫量が査定基準となった。⁽⁶⁶⁾アルトマルクとプリーグニッツの歴史表に穀物播種量が記されているのは、両クライスのコントリブツィオンの課税対象がフーフェ数から播種量（に基づく生産量）に変わったことを反映していると考えられる。

農村（クライス）の場合、同じ歴史表といっても都市のものとはかなり異なっていることがわかる。住民数においては都市よりも生業による区分が多いが、その理由は判然としない。以前に王領地などで住民について記録したさい、屋敷圃の所有や家政の規模で区分（Bauern / Coßäthen/Büdener など）していたことが影響した、あるいは実務的に生業単位のほうが住民数を把握しやすかったなどが考えられる。兵士数が記載されているのは、カントン制において徴募兵の供給源が圧倒的に農村の若者だったためであり、郡長には新兵徴募の監督など軍事行政が委ねられていた。⁽⁶⁷⁾耕地の情報（フーフェ数、播種量）やコントリブツィオンの額は当然、郡長の職務に関わる。一方で都市の歴史表の調査対象は前章で見たように、ずっと広範にわたるものであった。この点は歴史表の実態を明らかにするうえで重要であるから次章で検討する。

4 歴史表作成の実態と背景

ここまで1730年代に作成されたクーアマルクの歴史表について、具体的に確認してきた。これらのほかにも、歴史表は実際に作成されていたのか。それはいつ頃から始まったのか。調査はどのように行われたのか。都市と農村の表形式がおおきく異なるのはなぜか。本章ではこうした問題を念頭に置きつつ、成立期の官庁統計がどのように行われていたのかを検討する。

まずは、1720–30年代に都市と農村のいずれにおいても、歴史表の作成が定期的・継続的に行われていたことを確認しよう。ここで利用するのは、クーアマルク州カンマーの官僚であったボルクシュテーデが1788年に出版した著作『クーアマルク・ブランデンブルクの統計的・地誌的記述』である。⁽⁶⁸⁾本書には著者が作成した都市および農村の人口表、さらにクライス別人口表が収められており、そのデータを本稿で用いた歴史表と照らし合わせることで、ボルクシュテーデが実際の歴史表をもとに自身の統計表を作成したことがわかる。

(66) 山崎彰『ドイツ近世的権力と土地貴族』未来社、2005年、293–338頁、特に305–319頁。

(67) 阪口『プロイセン絶対王政』、160–161頁。また10歳以上の男子を兵士の登録簿に記名したことが、子の年齢区分に関わっていると思われる。同書212頁。

(68) August Borgstedt, *Statistisch-Topographische Beschreibung der Kurmark Brandenburg*, Berlin 1788. ボルクシュテーデは1780年からクーアマルク州カンマーの秘書官を務め、1788年に参議に任命された。1795年には中央政府である総監理府の財務参議にまで上りつめた。Straubel, *Biographisches Handbuch*, Teil 1, S. 116.

都市の人口表は 1723 年から 1787 年の範囲で、1724 年、1726 年、1738 年、1760–1761 年のデータは欠落している。⁽⁶⁹⁾ 項目は住民数や市内の家屋の数などで、歴史表の諸項目から税額、都市の財政、羊毛・ビール・火酒の製造、消防設備に関する項目を除いたものに相当する。前章で用いた 1723 年、1727 年および 1733–1735 年の 5 年分の歴史表・総合表からクーアマルク都市全体の数値をボルクシュテーデの表と比べると、ほぼすべて一致する。数か所異なる数値は、誤記あるいは計算ミスと見てよい。彼は人口表を作成するさい、カンマーに保管されていた資料に自由にアクセスすることができた。したがって当時そこには、1720–30 年代に作成された都市の歴史表があったに違いない。あるいは都市監督官ごとのデータを集計した総合表のみが保管されていたのかもしれないが、いずれにせよ、ポツダム都市監督官の管轄以外にもすべてのクーアマルク都市について、歴史表の作成はこの時期すでに制度化していたのである。

都市歴史表の成立事情を伝える史料は見つかっていないが、ここではいくつかの材料を用いて考察を試みる。クーアマルクの都市人口に関する最も古い記録として、ブランデンブルクの郷土史家ブラートリンクが 1804 年に出版した著作に、1716 年、1719 年、1722 年の各クライスの都市人口を集計した表が挙げられている。⁽⁷⁰⁾ 1716 年は市民の数と家屋数のみが記されるのに対して、1719 年と 1722 年の表では住民数が主人、子ども、家人に分類され（性別の項目はない）、家屋数も瓦屋根と藁葺きに分かれている。ブラートリンクは典拠を示していないため、これらの表がどのような記録にもとづいているのかはわからないが、人口と家屋数については 1720 年頃すでに、後の歴史表に近い形で調査が行われていたことを示している。

また、ポツダム都市監督官による Historischer Bericht と題された 1720 年の報告書は、歴史表の前段階にあたるものと思われる。都市の状態を 26 の項目について記述する形式の文書で、住民数、手工業者の数、アクツィーゼの徴収額、ビール・火酒の販売量、井戸や消防設備の数など、後の歴史表の項目が多く含まれているのである。⁽⁷¹⁾ この報告がいつ数表の形式になるかは明確ではないが、1723 年のデータについて後に総合表やボルクシュテーデの人口表が作られたこと、農村部に関しては 1722 年に表形式での記録作成が命じられていることから、項目や名称は定まっていなかったとしても、1723 年にはすでに都市の歴史表が成立していた可能性は高い。

つぎに農村（クライス）について、歴史表作成の実態を探る。ボルクシュテーデの著作に収録されるクライス別人口表には、1734 年分から農村人口が載っている。⁽⁷²⁾ この年の数値を 1734 年歴史表にある 8 クライスの各人口と比較すると、ルッピン郡とテルトウ郡は一致するが、他の 6 クライスでは数十から最大約 500 の差が生じる。その理由の少なくとも一部は、表作成時

(69) Borgstede, *Statistisch-Topographische Beschreibung*, S. 381f.

(70) Friedrich Wilhelm August Bratring, *Statistisch-topographische Beschreibung der gesamten Mark Brandenburg*, Bd. 1, Berlin 1804, S. 58f. 1719 年の表には数か所のデータが欠けている。

(71) BLHA, 19 Potsdam 44, fol. 22–33. 1730 年の歴史表（本稿第 2 章）と同じ 9 都市に加え、ベースコウ＝シュトルコウも対象となっている。また最後に各都市の改善策も記されている。

(72) Borgstede, *Statistisch-Topographische Beschreibung*, S. 385–390.

のミスなどが州カンマーでデータを取りまとめるさいに修正され、表完成後の数値をボルクシュテーデが利用したと考えることで説明できる。

実際、アルトマルクとレープス郡では、住民総数を筆者が計算したところ、いずれもボルクシュテーデの挙げる数値と一致した。同様に下バルニム郡での差数 23 は再計算すると 1 になり、プリーグニッツでは 249 が 19 にまで縮まった。つまりこれらの歴史表では計算が誤っていたということであり、担当する役人たちがこうした作業にいかにも不慣れであったかをうかがわせる。⁽⁷³⁾とはいえこのようなミスは多くの場合、各クライスの歴史表を取りまとめて集計するさいに修正されたはずだ。州カンマーには過去の記録が保管しており、都市の歴史表でそうしているように、前回調査の数値に対する増減を記入したため、不自然な数値は見逃されなかった。ボルクシュテーデが典拠としたのも、本稿で用いた歴史表そのものではなく、クライスごとあるいは州全体で整理した総合表であつたろう。農村を対象とする歴史表の作成も、1734 年にはすでに制度化されていた。

さらに 1720 年代にさかのぼって検討しよう。第 1 章でふれたように 1722 年の官庁令で統計調査が指示されたが、このときの調査結果は翌年提出されたという言葉及はあるものの表自体も数値の記録も残っていない。クーアマルクの農村人口に関する最初の記録は 1725 年のもので、ブラートリンクとボルクシュテーデがそれぞれ引用している。前者は歴史表と同じ生業・属性で区分された人口を掲載し、総計を 221,110 人とする。⁽⁷⁴⁾後者は各クライスの農民、小作農 (Coßäthen)、家住み農 (Einlieger) の数を 1725、1728、1731、1734 年にわたって表にしている。⁽⁷⁵⁾ボルクシュテーデがこれを「失われてしまった主要表 (Haupttabellen) の断片」と述べていることから、すでに 18 世紀のうちにこの時期の歴史表は散逸していたらしい。しかし 1734 年の歴史表は存在し、その記録をもとに彼は人口表を作成した。したがってそれに先立つ 1725 年以降 3 年ごとの農村調査でも、少なくとも人口に関しては、実際に記録が残されていたと判断できる。⁽⁷⁶⁾

都市と農村のいずれにおいても、1720 年代半ばには歴史表の作成が実施されていたことが明らかとなった。調査の方法やデータの正確さといった点で問題はあるものの、後の官庁統計の発展を考えると、この時期すでに制度化の緒に就いていたことの意義は大きい。歴史表がどうして作られたのかという問題も重要だが、それは別稿で論じたい。さしあたり検討すべきは、

(73) 他にもルッピン郡の歴史表は結果を集計するさい、徴兵簿の登録者数を書くべき欄に誤って隣のフーフエ数を転記している。また、コントリブツィオンの拠出額は月額で書くべきところ、レープス郡とテルトウ郡は年額で書いている。官吏たちの調査に対する不注意、怠慢、無関心は常態となっていたようだ。BLHA, 2 Kurmärkische Kammer S 8590, fol. 564, 574, 620.

(74) Bratring, *Statistisch-Topographische Beschreibung*, Bd. 1, S. 60. クライスの区分はなくクーアマルク全体の数値のみが記される。

(75) Borgstede, *Statistisch-Topographische Beschreibung*, S. 376. 表には不自然な数値の変動が見られるが、ボルクシュテーデはそれを階層 (Klasse) の区分が定まっていなかったためとしている。

(76) ベーレもさまざまな記録から 1728 年のクーアマルク人口を復元した。ここでも住民を男性、女性、息子、娘、従僕、女中に区分しており、記録が一定の調査様式にもとづいていたことをうかがわせる。Behre, *Geschichte der Statistik*, S. 172.

都市の歴史表と農村のそれとの違いである。すでに見てきたように、前者は人口、産業（毛織物業と酒造業）、財政、公的負担（軍事税と宿営）、建築、防災に関わる広範な領域を対象とした。それは都市監督官の職務領域——アクツィーゼ徴収と都市行政の監督——に重なる。とはいえ徴税と行政の監督は、郡長にも委ねられていた職務である。毛織物業の振興という点では、羊毛生産量の調査が農村の歴史表に含まれてもよいはずだが、羊飼いの数を調べていながら羊の頭数も刈り取った羊毛量も記録していない⁽⁷⁷⁾。

都市と農村の歴史表における対象範囲の差は、調査の方法やプロセスに関わっていたのではない。都市監督官に委ねられた調査項目はたしかに多いものの、その大半において実際に数を調べまとめるのは各都市の参事会の仕事であった。都市住民の情報も市内の建築物や施設に関する情報も参事会が管理していた。監督官は報告された結果を確認し必要があれば必ずから調査を行うが、通常は送られてきた各都市の数値を集計して総合表を作成する。これに対し農村での調査は、過去の地籍（Cataster）や業務の記録（Anlagen）などを利用して該当情報を記入するよう指示があったが⁽⁷⁸⁾、住民の情報などは郡長に下属する役人や村長（Schultzen）が現地で調べるしかない。そのうえ調査すべき農村の数は、ひとつのクライスで少なくとも 100 弱、多ければ 200 か所をゆうに超えた。実務能力に乏しい村長らが統一基準もなく行った調査の結果を取りまとめるのは、限られた項目だけでもいかに困難であったかは想像に難くない。

そのことは、1723 年にクーアマルクの郡長たちが提出した請願にも表れている。彼らは前年に与えられた指示において年に 2 回も調査結果を報告するよう求められていることに抗議し、つぎのように訴えた。住民を正確に数え上げようとすると、このような調査には（徴税などの）危険な意図があるのではという恐れや疑念を彼らのあいだに生じさせ、身を隠してしまう者も多くいるので、表の提出を 2 年に 1 度にしてほしいと。総監理府はこれを受け入れ、農村の歴史表の提出は 3 年ごとでよいと認めた。1725 年以降、3 年ごとに歴史表の作成が実施されたことはすでに述べたとおりである。ここで郡長たちが農村住民の非協力的な姿勢を理由にしたのは、面倒な仕事を避けるための方便のようにも思われるが、表の作成は彼らにとって疑いなく大きな負担であった。

その後 1749 年 3 月 4 日付布告で、フリードリヒ 2 世が前年における都市市民の転入出、都市および農村の全住民、また専門職と手工業者の表を送るよう再度命じたことに対し、クーアマルクのカンマーは回答のなかでつぎのように述べている。1723 年 3 月 20 日付布告によりクライスの歴史表は 3 年ごとに提出することになっている、1746 年の表は送ったので 1748 年の分をただちに提出するのは不可能であると。さらに「郡長たちはようやくある表をまとめ終えたかと思うと、すぐにつぎの作業に取りかからねばならず、そのため多忙な業務を満足に果たすことができません。また 1 年のうちにそれほど顕著な変化がおこることもないので、何

(77) 羊毛生産については別個に調査が行われ表が作成された。Ibid., S. 256, 283f.

(78) Ibid., S. 168f.

(79) Ibid., S. 171. この請願はもとはボルクシュテデーが引用したものだが、文書の所在は不明である。Borgstede, *Statistisch-Topographische Beschreibung*, S. 375.

ゆえそのような煩瑣な総合表の作成が必要なのでしょうか」とまで訴えた⁽⁸⁰⁾。しかし抵抗むなく、1750 年からは新たに印刷された、しかも記入する項目が追加された歴史表を毎年提出することが義務づけられたのだった。上記引用は、州の行政を統括するカンマーのなかでさえ統計の意義と重要性が共有されておらず、むしろ負担ばかりが意識されていたことを示唆している。18 世紀半ばという時期ではやむをえないかもしれないが、だからこそ、ずっと広範な項目について毎年継続的に記録した都市の歴史表がいつそう注目される。

都市と農村の歴史表の相違に関してもひとつ考慮すべき点は、調査と表の作成を委ねられた責任者、すなわち都市監督官と郡長の違いである。どちらも元来は軍事税の徴収を監督する官職として現れたことはすでに述べた。都市監督官のポストは、フリードリヒ・ヴィルヘルム 1 世が都市に対する統治を強化するための担い手として位置づけられ、実務能力に秀でた者がしばしば軍隊から、直接国王によって任用されるようになった。1720–30 年代にポツダム都市監督官を務めたハイデンライヒもまた軍の連隊宿営官 (Regimentsquartiermeister) の経験から拔擢され、後にクーアマルク州カンマーを経て総監理府の財務参議となった人物である⁽⁸¹⁾。すべての都市監督官がそのようなキャリアを歩んだわけではないが、比較的早くから国家官僚としての性格を強めた。

これに対して郡長は国王に任命される官吏である一方、王権の干渉に対して貴族たちの利害をも代表する二面的な性格を持つ⁽⁸²⁾。彼はクライス身分 (当該クライスに騎士領を有する領主で多くは貴族) から選出され、クライス議会を主宰し、州カンマーにも自分たちの意向を反映させようとした。財政においてはコントリブツィオンを徴収・納付し、軍事においては行軍と宿営を手配し、行政においては中央の命令を伝え実行を促すことを職務としたが、歴史表の作成に対する姿勢からもうかがえるように、国王の改革的な方針とは相容れないことも多かった。郡長の任期は終身で、中央政府への栄転も見込めないのだから、国王のために正確な歴史表を作成したり有益な情報を追加する動機は小さかっただろう。18 世紀後半には国家官僚化する傾向も認められるが、1720–30 年代において君主と諸身分のあいだに位置する官職が、貴族領の統治に介入して詳細な統計調査を行うには限界があった。

以上に述べたように、都市と農村の歴史表はともに 1720 年代半ばから制度化されていたが、その実態と背景をふまえると、両者を同列に論じるには注意が必要であることも浮き彫りとなった。農村統計としてはいまだ限定的であったクライスの歴史表に比べると、都市の状態を幅広いデータセットとして表現した都市歴史表は、18 世紀前半においては異例といえるだろう包括性と継続性を持つ統計調査として注目に値する。同時期に出発した両者の相互関係も重要だが、史料状況をふまえても、都市における官庁統計を都市統治の実践という面から明らかにすることが優先的な課題となる。

(80) GStA, II. HA, Abt. 14, Tit. 265, Nr. 3, fol. 7 (布告), 8–11 (カンマーの回答)。

(81) Globel, Potsdamer Steuerrat, S. 65ff.; Straubel, *Biographisches Handbuch*, Teil 1, S. 393。

(82) 以下、郡長 (ラントラート) について詳しくは、阪口『プロイセン絶対王政』、56–85 頁。

おわりに

本稿はこれまで知られていなかった 1730 年代の歴史表を詳しく紹介したうえで、成立期の具体的な実践に関して考察を行った。その結果、都市および農村の状態を数量データとして記録する歴史表が 1720 年代半ばには成立し、以後定期的に作成されていたことを史料から裏付け、プロイセンにおける官庁統計の起源について多くを明らかにすることができた。一方で、都市と農村（クライス）の歴史表は同時期に制度化されながら、対象項目の範囲、調査のプロセス、地方行政における位置づけといった点で相違があることも明らかとなった。

農村の歴史表は人口においては比較的详细な分類を提供しているが、そのほかは徴税あるいは徴兵に関連するデータの収集にとどまるという印象を与える。ベーリッシュの整理にしたがえば、これは「非統計的なデータ収集」に類するかもしれない⁽⁸³⁾。しかし都市の歴史表に関して、そうした分類は容易ではない。それは収集された多様なデータの包括性や相互の関連性といった特性に加え、都市の統治をめぐる数値にもとづく政治的コミュニケーションの枠組みを提供しえたからである。人口と経済の相関を分析する発想にはいまだ乏しかったとしても、行政における統計的思考を促す実践となったのではないか。

したがって 18 世紀前半における都市の歴史表の作成と利用を統治の実践との関連において考察するうえで、以下の論点について具体的に検証されるべきである。クーアマルクの都市監督官はなぜ、都市の状態に関する大量の数値を一枚の表にまとめたのか。その情報は何のために、どのように利用されたのか。都市の歴史表は従来の行政報告を超えるものだったのか、またその意義は何だったのか。これらの問題を明らかにするには、彼らが管轄する都市を巡察し、それらの現状と課題を王や政府と共有し、改善のための政策や提案を導き出す実践的なプロセスのなかで、数値が帯びた意味と機能を分析する必要がある。稿を改めて論じたい。

〔付記〕 本稿は、JSPS 科研費 24K04319 による研究成果の一部である。

(83) Behrisch, *Berechnung der Glückseligkeit*, S. 27–32.